

大阪市立心身障がい者リハビリテーションセンター 研 究 紀 要 編 集 委 員 会 設 置 要 領

(設 置)

- 1 大阪市立心身障がい者リハビリテーションセンターの調査・研究活動の成果を発表するため、研究紀要を発刊することとし、大阪市立心身障がい者リハビリテーションセンター研究紀要編集委員会（以下「編集委員会」という）を設置する。

(組 織)

- 2 編集委員会は次に掲げる者で構成する。

　　大阪市立心身障がい者リハビリテーションセンター
　　所長 副所長 管理課長 相談課長

　　大阪市更生療育センター

　　所長

　　大阪市職業リハビリテーションセンター

　　所長

　　大阪市発達障がい者支援センター

　　所長

(会 議)

- 3 (1) 会議は必要に応じて随時開催するものとする。
(2) 会議の招集及び進行は、事務局が行うものとする。

(事 務 局)

- 4 事務局は心身障がい者リハビリテーションセンター管理課に置き、この編集委員会に関する一般事務を担当するものとする。

(そ の 他)

- 5 (1) 編集委員会は必要に応じて関係者の出席を求めることができる。
(2) その他、編集委員会の運営に必要な事項は各構成員の協議により決定するものとする。

(附 則)

この要領は、昭和 53 年 12 月 19 日から施行する。

(附 則) (平 4. 4. 14 規則 86)

この要領は、平成 4 年 4 月 14 日から施行する。

(附 則) (平 5. 10. 1 規則 120)

この要領は、平成 5 年 10 月 1 日から施行する。

(附 則) (平 11. 4. 1)

この要領は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

(附 則) (平 16. 4. 1)

この要領は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

(附 則) (平 17. 4. 13)

この要領は、平成 17 年 4 月 13 日から施行する。

(附 則) (平 19. 4. 1)

この要領は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

(附 則) (平 23. 4. 1)

この要領は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

(附 則) (平 26. 10. 1)

この要領は、平成 26 年 10 月 1 日から施行する。

(附 則) (令 2. 10. 1)

この要領は、令和 2 年 10 月 1 日から施行する。